

ポイント

税負担の低さに加え透明性の欠如も問題。10年代から米国やOECDが対策本格化。多国籍企業の過度の節税にも批判高まる

渡辺 智之 一橋大学教授

政治家らの資産運用の実態を明らかにした「パナマ文書」の報道をきっかけに、租税回避地(タックスヘイブン)に対する関心が一段と高まっている。本稿ではタックスヘイブンとはどのようなもので、どんな問題があるのかなど、基本的な論点を解説する。

経済教室

タックスヘイブン何が問題か 課税情報本国当局から遮断



図は、海外で資産を運用する個人(X氏)がタックスヘイブンを利用する場合の簡単な例を示したものだ。A・B・Cの3カ国はいずれもタックスヘイブンで、税率はゼロとする。X氏は本国(例えば日本)の課税を逃れるため、A国(例えばシンガポール)の口座にある資金を用いて、B国(例えばケイマン諸島)にペーパーカンパニーY社を設立する。さらにY社名義の口座をC国(例えばスイス)に開設し、資金運用をする。

図は、海外で資産を運用する個人(X氏)がタックスヘイブンを利用する場合の簡単な例を示したものだ。A・B・Cの3カ国はいずれもタックスヘイブンで、税率はゼロとする。X氏は本国(例えば日本)の課税を逃れるため、A国(例えばシンガポール)の口座にある資金を用いて、B国(例えばケイマン諸島)にペーパーカンパニーY社を設立する。さらにY社名義の口座をC国(例えばスイス)に開設し、資金運用をする。

枠組み複雑化に狙い

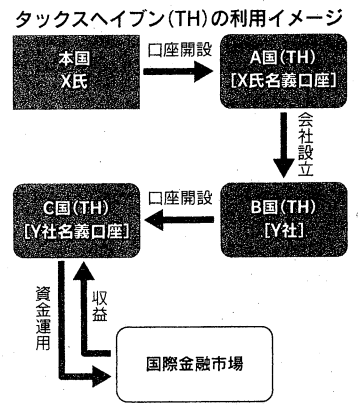
各国間の情報交換を急げ

こうした枠組みは実態としては、X氏が海外で資金運用しているにすぎないし、収益は基本的に本国で課税されるべきものだ。またY社が法人であれば、通常はY社の所得に本国の課税はすくには及ばないが、仮にタックスヘイブン対策税制が発動されると、Y社の所得はX氏の所得として本国で直ちに課税される。

だがA・B・Cの3カ国はタックスヘイブンであり、それらの国から必要な課税情報を入力できない場合は、本国の課税当局がX氏の所得を把握して課税することは困難だ。仮にX氏が海外で得た収益を本国で正確に税務申告・納税していれば、X氏の行動に何の問題もない。この意味でタックスヘイブンを利用すること自体は違法ではない、という説明は間違っていない。しかしX氏が海外で得た収益について税務申告せず、本国に税金を支払わない場合には、X氏はタックスヘイブンを利用して脱税をしたことになる。またX氏がタックスヘイブンで運用する資金は、もともと脱税その他の犯罪から得た資金かもしれない。その場合、X氏はタックスヘイブンを利用して以前にすでに違法行為をしているし、その違法行為から得た資金を隠蔽するためにタックスヘイブンを利用している(日本は18年開始)。

また近年、日本国内での課税当局による情報収集の仕組みも拡充された。特に、100万円を超る送金送金に伴う情報金融機関が届け出る制度や、国外に1千万円超の資産を持つ者が「国外財産調査」を提出する制度が導入された。富裕層によるタックスヘイブンの悪用を抑止する効果はある程度は期待できるだろう。今後、税と社会保障の共通番号(マイナンバー)の活用も含め、課税情報把握の実効性をさらに高めていく必要がある。

い。例えば、アイルランドはタックスヘイブンなのかどうかわからない。立場によって意見が分かれるかもしれない。経済協力開発機構(OECD)の「有害な税競争」報告書(Harmful Tax Competition Report)はタックスヘイブンの条件として、無税または目的課税、実効性のある情報交換の欠如、透明性の欠如、実質的な経済活動の欠如の4点を挙げた。注目されるのは、タックスヘイブンであるかどうか、税負担の低さの観点だけでなく、情報入手の可能性や透明性の観点から規定されていることだ。主権国家や自治権のある地域は、税制を含め自国の制度を自由に設計できるのが原則だ。一方で、国際的な経済活動を営む納税者が税負担を軽減



このようにタックスヘイブンの基本的な問題は、資産に関する情報、その資産を保有して所得を得る納税者に関する情報を遮断してしまっていることにある。問題解決のために

わたなべ、ことし57年生まれ。東京大学プリンストン大博士。専門は財政学、租税法